官庁営繕事業の監督・検査におけるデジタル技術に関する検討会 設置規約

令和5年2月10日 決定

(趣旨)

第1条 官庁営繕事業における監督職員が行う監督・検査におけるデジタル技術の活用促進に向け、 監督・検査に活用可能なデジタル技術の要領等に関し、学識経験者及び業界団体からの意 見等を踏まえた課題の把握及び今後の方策の検討を行うため、官庁営繕部に「官庁営繕事 業の監督・検査におけるデジタル技術に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置 する。

(委員)

- 第2条 検討会の委員は、別紙に掲げる者とする。
 - 2 検討会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

- 第3条 検討会には座長を置く。
 - 2 検討会の座長は、検討会に属する学識経験者の中から選任する。

(検討会の議事)

- 第4条 検討会の議事は原則として非公開とする。
 - 2 検討会の議事概要については、検討会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(参考人の出席)

第5条 検討会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会委員及び参考人は、検討会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

官庁営繕事業の監督・検査におけるデジタル技術に関する検討会 委員名簿

委員 蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授

浦江 真人 東洋大学理工学部建築学科 教授

中原健太郎 公益社団法人 日本建築士会連合会 構成員

国本 勇 一般社団法人 日本建設業連合会 建築生産委員会 施工部会 副部会長

中村 裕介 一般社団法人 全国建設業協会 構成員

松尾 徹 大臣官房官庁営繕部整備課長

高橋 光明 大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室長